

別表1-1

(平成31年4月1日改正後)

行政処分基準表(違反行為基本点数)

| 点数 | 罰則条項及び量刑 | 違反行為 | 違反条項[該当条項] |
|-----|--|--------------------------------------|--|
| 150 | 法第25条 5年以下の懲役若しくは 1000万円以下の罰金 | 1 無許可営業 (無許可変更を含む。) | 法第7条第1項、第6項 法第14条第1項、第6項 法第14条の4第1項、第6項 |
| 140 | 又はこの併科 | | 法第7条の2第1項 法第14条の2第1項 法第14条の5第1項 |
| 150 | | 2 不正の手段による処理業の許可の取得 (無許可変更を含む。) | 不正の手段により次の許可を受けた者 法第7条第1項、第6項(法第7条第2項、第7項の許可を含む。) 法第14条第1項、第6項(法第14条第2項、第7項の許可を含む。) 法第14条の4第1項、第6項(法第14条の4第2項、第7項の許可を含む。) |
| 140 | | | 法第7条の2第1項 法第14条の2第1項 法第14条の5第1項 |
| 150 | | 3 事業停止命令等違反 | 法第7条の3(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。) 法第14条の3 法第14条の6(法14条の3準用) |
| | | 4 措置命令違反 | 法第19条の4第1項 法第19条の4の2第1項 法第19条の5第1項 法第12条の7第5項(法第19条の5第1項みなし適用) 法第17条の2第3項(法第19条の5第1項準用) 法第19条の10(法第19条の5第1項準用) 法第19条の6第1項 法第12条の7第5項(法第19条の6第1項みなし適用) |
| | | 5 委託禁止違反 | 法第6条の2第6項 法第12条第5項 法第12条の2第5項 |
| 140 | | 6 名義貸しの禁止違反 | 法第7条の5 法第14条の3の3 法第14条の7 |
| 150 | | 7 施設無許可設置 | 法第8条第1項 法第15条第1項 |
| | | 8 不正の手段による施設設置許可の取得 | 不正の手段により次の許可を受けた者 法第8条第1項 法第15条第1項 法第9条第1項 法第15条の2の6第1項 |
| | | 9 施設無許可変更 | 法第9条第1項 法第15条の2の6第1項 |
| | | 10 無確認輸出 | 法第10条第1項(未遂の場合を含む。) 法第15条の4の7第1項(法第10条第1項準用。未遂の場合を含む。) |
| | | 11 受託禁止違反 | 法第14条第15項、法第14条の4第15項 |
| | | 12 廃棄物の投棄禁止違反 | 法第16条(未遂の場合を含む。) |
| | | 13 廃棄物の焼却禁止違反 | 法第16条の2(未遂の場合を含む。) |
| | | 14 指定有害廃棄物の保管、収集等違反 | 法第16条の3 |
| 140 | 法第26条 3年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金 又はこの併科 | 15 委託基準違反 再委託禁止違反 | 法第6条の2第7項 法第12条第6項 法第12条の2第6項 法第7条第14項 法第14条第16項 法第14条の4第16項 |
| | | 16 施設改善命令・使用停止命令等違反 | 法第9条の2 法第15条の2の7 |
| | | 17 改善命令違反 | 法第19条の3 法第12条の7第5項(法第19条の3みなし適用) 法第17条の2第3項(法第19条の3準用) |
| 130 | | 18 施設無許可譲受け・借受け | 法第9条の5第1項 法第15条の4(法第9条の5第1項準用) |
| | | 19 無許可輸入(許可条件違反を含む。) | 法第15条の4の5第1項、第4項 |
| | | 20 不法投棄・不法焼却の目的による収集運搬 | 法第16条、16条の2の罪を犯す目的で産業廃棄物を収集運搬 |
| 130 | 法第27条 2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金 又はこの併科 | 21 無確認輸出予備 | 法第10条第1項(法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定に違反して一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出を行う目的でその予備をした者 |
| 120 | 法第27条の2 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金 又はこの併科 | 22 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 | 法第12条の3第1項 |
| | | 23 管理票写し送付(回付を含む。)義務違反・記載義務違反・虚偽記載 | 法第12条の3第3項～第5項 |
| | | 24 電子情報に係る管理票送付義務違反 | 法第12条の5第6項(平成32年3月31日までは第5項) |
| | | 25 管理票写し保存義務違反(管理票交付者) | 法第12条の3第2項、第6項 |
| | | 26 管理票又はその写しの保存義務違反(受託者) | 法第12条の3第9項、第10項 |
| 130 | | 27 虚偽管理票交付等 | 法第12条の4第1項、第3項、第4項 |
| | | 28 引受禁止違反 | 法第12条の4第2項 |
| | | 29 電子管理票虚偽登録、電子管理票報告義務・虚偽報告 | 法第12条の5第1項～第4項(平成32年3月31日までは改正前の第1項から第3項) |
| 130 | | 30 管理票措置命令違反 | 法第12条の6第3項 |
| | | 31 輸出に係る管理票交付・電子情報登録義務違反 | 法第15条の4の7第2項(法第12条の3第1項・第12条の5第1項及び第2項(ただし、平成32年3月31日までは改正前の第1項)準用) |
| 110 | 法第28条 1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 | 32 土地の形質の変更の届出を行った者に対する計画変更命令、措置命令違反 | 法第15条の19第4項 法第19条の11第1項 |

| 点数 | 罰則条項及び量刑 | 違反行為 | 違反条項〔該当条項〕 |
|-----|-----------------------------|--|---|
| 100 | 法第29条 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 | 33 保管届出義務違反 | 法第12条第3項、法第12条の2第3項 |
| | | 34 施設使用前検査受検義務違反 | 法第8条の2第5項 法第9条第2項(法第8条の2第5項準用) 法第15条の2第5項 法第15条の2の6第2項(法第15条の2第5項準用) |
| | | 35 処理困難通知義務違反・虚偽通知 | 法第14条第13項 法第14条の2第4項 法第14条の3の2第3項 法第14条の6(法第14条の3の2第3項準用) 法第14条の4第13項 法第14条の5第4項 |
| | | 36 処理困難通知保存義務違反 | 法第14条第14項 法第14条の3の2第4項(法第14条の2第5項準用) 法第14条の6(法第14条の3の2第4項における法第14条の2第5項準用) 法第14条の5第5項(法第14条の2第5項準用) 法第14条の4第14項 |
| | | 37 指定区域内の土地の形質変更届出義務違反 | 法第15条の19第1項 |
| | | 38 特定施設の事故時の措置に対する命令違反 | 法第21条の2第2項 |
| | | 39 帳簿備付け・記載・保存義務違反 | 法第7条第15項、第16項 法第12条第13項(法第7条第15項・第16項準用) 法第12条の2第14項(同上) 法第14条第17項(同上) 法第14条の4第18項(同上) |
| | | 40 業廃止・変更届出義務違反 | 法第7条の2第3項 法第14条の2第3項(法第7条の2第3項準用) 法第14条の5第3項(同上) |
| 70 | 法第30条 30万円以下の罰金 | 41 施設の廃止等届出義務違反 | 法第9条第3項 法第15条の2の6第3項(法第9条第3項準用) |
| | | 42 最終処分場の埋立終了届出義務違反 | 法第9条第4項 法第15条の2の6第3項(法第9条第4項準用) |
| | | 43 施設相続届出義務違反 | 法第9条の7第2項 法第15条の4(法第9条の7第2項準用) |
| | | 44 定期検査拒否・妨害・忌避 | 法第8条の2の2第1項 法第15条の2の2の第1項 |
| | | 45 施設の維持管理事項記録・備付け義務違反 | 法第8条の4 法第9条の10第8項(法第8条の4準用) 法第15条の2の4(同上) 法第15条の4の4第3項(同上) |
| | | 46 処理責任者設置義務違反 | 法第12条第8項 |
| | | 47 管理責任者設置義務違反 | 法第12条の2第8項 |
| | | 48 有害使用済機器の保管又は処分業の届出義務違反、虚偽届出 | 法第17条の2第1項 |
| 90 | | 49 報告拒否、虚偽報告 | 法第18条第1項、第2項 法第12条の7第5項(法第18条第1項みなし適用) 法第17条の2第3項(法第18条第1項準用) |
| | | 50 立入検査拒否・妨害・忌避 | 法第19条第1項、第2項 法第12条の7第5項(法第19条第1項みなし適用) 法第17条の2第3項(法第19条第1項準用) |
| | | 51 技術管理者設置義務違反 | 法第21条第1項 |
| 50 | 法第33条 20万円以下の過料 | 52 災害時の事業場外保管届出義務違反 | 法第12条第4項 法第12条の2第4項 |
| | | 53 産業廃棄物処理計画提出義務違反 | 法第12条第9項 法第12条の2第10項 |
| | | 54 産業廃棄物処理計画実施状況報告義務違反 | 法第12条第10項 法第12条の2第11項 |
| | | 55 指定区域内の土地の形質変更届出義務違反 | 法第15条の19第2項、第3項 |
| | | 56 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例に係る変更認定の申請義務違反 | 法第12条の7第7項 |
| 130 | | 57 他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助ける行為(情状が特に重いとときに限る。) | 〔法第14条の3の2第1項第5号〕 〔法第14条の6(法第14条の3の2第1項第5号準用)〕 〔法第15条の3第1項第2号〕 |
| | | 58 処理基準違反 | 法第12条第1項、第2項 法第14条第12項 法第14条の4第12項 |
| 70 | | 59 管理票等に係る勧告違反 | 法第12条の6第1項 |
| | | 60 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例に係る変更の届出義務違反 | 法第12条の7第9項 |
| | | 61 許可条件違反 | 法第14条第11項 法第14条の2第2項(法第14条第11項準用) 法第14条の4第11項 法第14条の5第2項(法第14条の4第11項準用) 法第15条の2第4項 |
| | | 62 他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助ける行為(情状が特に重いとときを除く。) | 〔法第14条の3第1号〕 〔法第14条の6(法第14条の3第1号準用)〕 〔法第15条の2の7第3号〕 |
| | | 63 施設の維持管理基準違反 | 法第15条の2の3第1項 |
| | | 64 有害使用済機器の保管又は処分基準違反 | 法第17条の2第2項 |
| | | 65 施設設置者の一廃処理届出義務違反 | 法第15条の2の5 |